

住民等意見に対する事業者の見解

— 門前クリーンパーク建設事業に係る環境影響評価準備書に係る意見・質問 —

意見書数について

環境影響評価準備書は、平成25年3月5日～4月12日までの期間、縦覧に付され、同年4月26日まで環境保全上の見地からの意見書の受付を行った。その結果、38通の意見書の提出があり、要約した意見概要の項目数は下記のとおりである。

- ・環境保全上の意見概要の項目数 : 30項目
- ・その他の意見概要の項目数 : 4項目

分 類			項 目 数		
環 境 保 全 上 の 意 見 概 要	1	事業計画	対象事業実施区域の位置	1	12
	2		対象事業の目的	3	
	3		事業の基本方針	1	
	4		廃棄物受入計画	4	
	5		運行計画	1	
	6		維持管理計画	1	
	7		管理運営体制	1	
	8	環境一般	準備書全般	1	4
	9		環境保全	3	
	10	大気質		1	
	11	水質汚濁	河川・海域	4	5
	12		地下水	1	
	13	地形・地質		2	
	14	水利用		3	
	15	動物		2	
	16	生態系		1	
計			30		
その他の意見概要			4		

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
(1) 全般的事項				
1	事業計画	対象事業 実施区域 の位置	p. 1-3 世界農業遺産に選定された交通の不便なこの奥能登に、全国的に大問題を多発させている産廃最終処分場を建設しようとするのか、その明確な根拠と理由が明らかにされていない。 迷惑施設産業廃棄物処分場は輪島には要らない。	本事業は、輪島市門前町大釜区長からの人口減少に伴う過疎化対策や土地の有効利用等に対する切実な相談をきっかけに計画に至りました。 事業化にあたっては、以下の点を踏まえ最終処分場として適地であると判断しました。 ・県内での管理型最終処分場の残余年数の減少等から事業化が可能 ・能登地域の産業廃棄物の適正処理の受け皿として貢献が可能 ・立地や地形及び地質調査に基づく最終処分場としての適性 ・国道からのアクセスの容易さなど交通の利便性
2	事業計画	対象事業 の目的	p. 1-5 埋立てること、越境して持ち込むことが、なぜ循環型社会の形成になるのか。	廃棄物の再資源化は進んでいるものの、リサイクルの過程で埋立処分せざるを得ない残渣が発生します。残渣の受入れ先として最終処分場は必要な施設です。 廃棄物は、主に北陸3県（石川県・富山県・福井県）からの受入を計画しています。これらの地域において、循環型社会形成の一翼を担うことができると考えます。
3	事業計画	対象事業 の目的	p. 1-5 産廃誘致は輪島市を助けられるのか。	施設建設時には、労務・資機材の調達を行い、施設運営時には地元から従業員を雇用します。 また、輪島市へ税収面で貢献できるほか、定期的に施設見学者が来場することにより、地域の活性化が期待できると考えます。
4	事業計画	対象事業 の目的	p. 1-5 事業者が大手で信頼できる。地元雇用、工事、施設見学者等交流人口の拡大、並びに税収増が期待される。一日も早く操業されることを祈る。	さらに、将来的には、地域のニーズに即したリサイクル施設整備への展開等のビジョンのもと、地元経済への貢献に努めていきます。

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
5	事業計画	事業の基本方針	<p>p.1-6 p.1-43 p.1-72 p.1-75 p.1-98 p.1-124</p> <p>準備書p.1-6に記載の事業計画の概要の基本方針のア～エの各項は、具体的な手立ての記述が見当たらず、その実施は疑問と言わざるを得ない。</p> <p>ア. 最新技術を導入した安全性の高い施設整備</p> <p>イ. 万全な維持管理体制</p> <p>ウ. 地域に根ざし、地域に開かれた施設の設置・運営</p> <p>エ. 環境に配慮し地域と調和できる施設整備</p>	<p>事業の基本方針を具体化する対応の一例は以下のとおりです。</p> <p>ア. 最新技術を導入した安全性の高い施設整備 ・シートの破損を監視できる遮水機能診断システム、目視に頼らず高圧電気を利用することによる確実な施工管理（スパーク検査）の採用</p> <p>イ. 万全な維持管理体制 ・維持管理計画は、基準省令^(※1)で定められている維持管理基準に加え、「産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル」^(※2)を基に追加設定 ・地下水モニタリングでは、水素イオン濃度や電気伝導率の連続測定等、自主管理項目を追加し、遮水工の破損に対して、遮水機能診断システムと併せた多重の管理体制 ・事故発生を想定した地元を含めた緊急連絡体制の構築</p> <p>ウ. 地域に根ざし、地域に開かれた施設の設置・運営 ・施設見学者の積極的な受入 ・閲覧室・ホームページでの情報公開 ・地域イベント（千枚田での田植えや草刈活動等）への積極的な参加</p> <p>エ. 環境に配慮し地域と調和できる施設整備 ・現地で育苗した在来種による緑化、造成湿地（ビオトープ）の設置等による積極的な自然環境の回復</p> <p>※1 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 ※2 平成18年11月 社団法人全国産業廃棄物連合会</p> <p>また、今後においても説明会や地域とのコミュニケーションの中で、不安要素を確認しながら改善を図り、より良い施設になるよう努めていきます。</p>
6	事業計画	廃棄物受入計画	<p>p.1-12</p> <p>年間70,000トンと50年間ということは、能登や石川県内だけでなく全国から搬入することを想定しているのか。 50年後も、廃棄物の発生源・企業・地域などを明確化できるのか。</p>	<p>廃棄物は、主に北陸3県（石川県・富山県・福井県）からの受入を計画しています。 年間受入計画量は70,000トンとしていますが、これは事業の安定経営、厳重な維持管理を行うことができる量として設定したものです。</p>

No.	関連区分	準備書頁	質問・意見内容	事業者の見解
7	事業計画 廃棄物受入計画	p. 1-12	2011年3月11日以降の廃棄物についての違いを踏まえ、ホットスポット、エリアの放射能汚染についての災害廃棄物に対する考察がないが、「特措法による特定産業廃棄物は受け入れない」と書かれているだけで十分なのか。基準に合わない物はどうするのか。	<p>放射性物質汚染対処特措法の適用対象となる特定産業廃棄物は受け入れることのないよう、その旨を廃棄物受入に際して締結する契約書内にて明記します。</p> <p>また、特定産業廃棄物以外の廃棄物については、放射性物質として扱う必要が無いと定義付けられているクリアランスレベル(放射性セシウム濃度で100Bq/kg)以下のものに限り、受け入れます。</p> <p>廃棄物の受入にあたっては、排出事業者から提出される廃棄物データシート(WDS)や濃度測定報告書を基にクリアランスレベル以下であることをチェックするほか、全運搬車両に対して空間線量率の測定を行います。</p> <p>【意見を踏まえての追加対応】</p> <p>運営にあたっては、埋立地内や敷地境界での空間線量率の測定に加え、地下水・放流水でも分析の対象項目とし、その結果はインターネットでも公表します。</p>
8	事業計画 廃棄物受入計画	p. 1-12 ~p. 1-14	灰になって原型が見えないものはどんなものが混じっているか信用できない。	<p>埋立対象物は燃え殻、汚泥を主体とする15品目であり、廃棄物処理法に基づき設定した受入判断基準に適合した廃棄物のみを受入れます。</p> <p>廃棄物の受入れにあたっては、契約時、受入時、埋立時の3段階で検査を実施し、基準に適合しない廃棄物の搬入・埋立を防止します。</p> <p>① 契約時 … 廃棄物の性状や発生工程を確認するため、排出事業者から提出される廃棄物データシート(WDS)や有害物質の溶出試験結果を入手(必要に応じて廃棄物のサンプルを入手し、計量証明事業所による試料分析等の実施)</p> <p>② 受入時 … 全運搬車両に対して、目視検査や空間線量率の測定</p> <p>③ 埋立時 … 展開検査や定期的な抜き取り検査の実施</p>

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
9	事業計画 廃棄物受 入計画	p. 1-13 ~p. 1- 16	<p>準備書(p. 1-13) 受入判断基準と(p. 1-15) 受入廃棄物の有害物質等の判定基準が、受入量とともに最も重要な問題である。特に問題となる汚泥等について問う。</p> <p>①各物質ごとの量と濃度を正確に検査・測定するために導入する測定機器は具体的に何か。</p> <p>②各物質の濃度データが判明するまでに要する時間はどれだけか。</p> <p>③②の結果が判明するまで搬入車輛をどのように管理するのか。</p> <p>④車輛個々のデータは逐次電子記録装置・媒体に記憶保存されるのか。</p> <p>⑤地域住民による搬入受入状況の観察行為は、その自由が保証されるのか。</p>	<p>廃棄物の受入管理は、契約時、受入時、埋立時の3段階で行います。意見にある①~⑤に係る対応については、以下のとおりです。</p> <p>① 各物質毎の有害物質の濃度等については、契約段階で排出事業者に計量証明書の提出を義務付けます。測定方法は、第三者機関にて基準省令で定められた方法により行います。</p> <p>②・③ 抜き取り検査を行う場合には、対象とする廃棄物を埋立地内に区画を設けて仮置きし、廃棄物が飛散しないようシート掛けを行い、分析結果が出るまで一時的に保管します。なお、廃棄物の分析には、一般的にダイオキシン類で1か月、その他の項目については、3週間程度の期間を要します。</p> <p>④ 搬入管理の様式を作成し、搬入日時や車両番号、積載物等の情報をパソコン等に電子データとして記録・保存します。</p> <p>⑤ 視察は積極的に受け入れます。また、事業所内に閲覧室を設け、受入廃棄物の状況等を開示するほか、弊社ホームページで情報を開示するなど、開かれた事業運営を行います。</p>
10	事業計画 運行計画	p. 1- 12、 p. 1-41	<p>準備書(p. 1-12) 年間受入計画量と(p. 1-41) 運行計画の日量40台程度、計算から日量310トン程度となるが、この両者の計画にはズレがあり、整合性に疑問があり信頼性が疑われる。</p>	<p>年間受入計画量は70,000tであり、年間搬入日数(307日)で除した平均的な受入量は1日当たり約230t(10t車で23台相当)となります。</p> <p>搬入台数の設定にあたっては、4t車での搬入も想定されること、受入時期や季節によって廃棄物の受入量の変動があると見込まれることから、大気質、騒音、振動の予測にあたっては、最大10t車25台、4t車15台、合計40台の車両が走行する安全側の設定としています。</p>
11	事業計画 維持管理 計画	p. 1-49	<p>県や市に検査する権限が無いので、個人企業に任せるのはとても危険である。輪島は観光と漁業で生計を立てている人が多いため、県と市が検査等厳しくチェックいただきたい。</p>	<p>施設の運営にあっては、ISO14001を取得するものとし、年1回外部認証機関による審査を受けます。</p> <p>県の立入検査や環境保全協定を締結する地元市町の視察に対しても、随時対応します。</p> <p>また、住民の皆様の視察に対しても、日常の管理状況が判りやすいようにデータを整理し、積極的に受け入れるとともに、意見や不安要素を確認しながら改善を図り、より良い施設になるよう努めていきます。</p>

No.	関連区分		準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
12	事業計画	管理運営 体制	p. 1-92	事業終了後も永年に渡って廃棄物の維持管理と汚染水の浄化処理の継続を保障する担保として、以後の処理に見合う費用の供託を求める。	<p>廃棄物処理法に基づき、埋立終了後の維持管理に必要となる費用を、予め埋立期間中に環境再生保全機構^(※1)に積立てます(維持管理積立金)。埋立終了後も、河川放流できる水質となるまでは浸出水処理を継続しますが、その費用は維持管理積立金により賄う計画です。</p> <p>なお、埋立中や廃止後においても、万一の事故時には、門前クリーンパークの事業母体であるタケエイ、大成建設が責任をもって対応にあたります。</p> <p>※1 独立行政法人</p>
13	環境一般	準備書全 般		準備書は、安全・きれい・臭わないと綺麗ごとばかりを並べた理想論ばかりで信用できない。都合の良い結論ありきの内容であり、不安を強く感じる。	<p>環境影響の現況調査・予測結果は、専門家の助言を頂きながらとりまとめ、環境影響評価準備書を作成しました。</p> <p>その結果、影響が考えられる、または予測の不確実性があるものについては、追加的な環境保全措置を検討するとともに、環境保全措置の効果等に不確実性が考えられるものについては、事後調査を実施し、適切な措置を講じます。</p> <p>さらに住民の皆様や県及び関連市町長の意見を勘案し、追加的な環境保全措置を講じて、より良い事業の運営を図ります。</p>
14	環境一般	環境保全		能登の里山里海、世界農業遺産等、能登の自然の営みや生物多様性を重んじている石川県の方針と産業廃棄物処分場建設は相反している。環境保全ではなく環境破壊であり、イメージダウンにつながる施設は不要である。	<p>本施設は、管理型産業廃棄物最終処分場を有さない能登地域において、廃棄物の適正処理に貢献できる施設であり、里山里海の保全に資するものと考えます。</p> <p>本事業の実施にあたっては、環境影響評価書の記載内容を遵守・履行し、周辺環境への影響を最小限にできるよう努めます。</p>
15	環境一般	環境保全		世界農業遺産に認定された環境をなるべく保全するべきで、山中に産業廃棄物を持ち込む行為自体が環境保全の意に反している。	
16	環境一般	環境保全		準備書は、大釜地区を中心とした周辺の自然環境(地質、気候、動植物の動態等)が、詳細に調査されているように感じられる。	特に自然環境に対しては詳細な現地調査を実施し、専門家の助言を頂きながら環境影響評価準備書を作成しました。

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
(2) 個別的事項				
17	大気質		漁業従事者や観光の面から、大気汚染などが起きてからでは遅い。	<p>大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁などの環境影響は、環境保全目標の達成、環境保全措置の実施により、回避又は低減されると評価しています。</p> <p>また、粉じん量、大気中のアスベスト濃度、臭気指数等をモニタリングし、著しい影響が生じた場合には、専門家の助言を得て適切な措置を講じます。</p>
18	水質汚濁	河川・海域	p. 1-151～ p. 1-152、 p. 5. 5-29	<p>想定外の大雨などによる海への影響が懸念される。</p> <p>多量の降雨に備え、浸出水調整槽は十分な容量を確保します。</p> <p>【意見を踏まえての追加対応】 雨量観測所のデータと現地での雨量観測結果を比較し、設定雨量に3%の上乗せをしました。 具体的には、門前雨量観測所における「1959年の降水量データ（年間降水量最大）」を基に、現地調査結果（平成21年～平成24年）との対比を考慮した降水量データ（3%増し）を設定し、この雨が2年間連続しても埋立地に滞水が生じない調整池容量としました。 また、万が一、この想定を超える降雨となる非常時には、埋立地内に浸出水を一時的に内部貯留し、浸出水が未処理のまま河川・海域に放流されることを防止します。</p> <p>また、工事中の濁水については、11mm/hの降雨量を想定し予測を行いました。11mm/hを超える降雨があった場合にも、深谷川へ濁水が流出しないよう以下の対策を講じます。</p> <p>① 濁水を浄化するための仮設沈砂池を5箇所設置します。 ② 建設機械稼働範囲外には養生シートを敷設、境界部には仮設排水路を設けて河川に直接放流し、濁水の発生を極力抑えます。</p> <p>【意見を踏まえての追加対応】 ③ 濁水処理設備は必要に応じて残置し、濁水沈降が十分でない場合に稼働させます。 ④ 沈砂池下流、濁水処理設備の流出口で、濁度計にて常時計測を行います。併せて深谷川下流で、濁度、SS濃度の分析を行います（1回/月）。</p>

No.	関連区分		準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解																																																
19	水質汚濁	河川・海 域	p. 1- 153	準備書(p. 1-153) 浸出水処理表1. 6-13 設備の諸元で浄化に「カルシウム除去+接触曝気+高度処理(砂、活性炭、キレート)+紫外線」を記載しているが、これでは有機汚泥廃棄物中の有機塩素系溶剤成分を除去若しくは分解することは不可能である。具体的な除去処理の明記が必要である。	トリクロロエチレンやジクロロメタンなどの有機塩素化合物については、浸出水処理の過程での分解・除去が困難であることから、浸出水原水の水質が排水基準値以下となるように、廃棄物の受入基準を設定します。																																																
20	水質汚濁	河川・海 域	p. 1- 153	準備書(p. 1-153) 表1. 6-14計画水質で計画処理水質で記載されているBOD、COD、浮遊物質、窒素含有量等は、家庭用合併浄化槽の値を大きく上回る濃度である。下水道処理水と同等の浄化を実施すべきである。	浸出水処理水の放流水質は、基準省令、水質汚濁防止法(上乗せ基準)、下水道法、浄化槽法に係る放流水質基準と同等以上の厳しい基準としています。																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">計画 処理水質</th> <th rowspan="2">基準省令</th> <th colspan="3">水質汚濁防止法に係る排水基準</th> <th rowspan="2">下水道法に係る 下水道の放 流水質基準</th> <th rowspan="2">浄化槽法に係る 放流水質基準</th> </tr> <tr> <th>排水基準</th> <th>上乗せ排水基準 (産業廃棄物処理施設)</th> <th>上乗せ排水基準 (下水道終末処理施設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生物化学的酸素 要求量(BOD)</td> <td>mg/L</td> <td>15</td> <td>60</td> <td>160 (日間平均120)</td> <td>40 (日間平均30)</td> <td>30 (日間平均20)</td> <td>15</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求 量(COD)</td> <td>mg/L</td> <td>20</td> <td>90</td> <td>160 (日間平均120)</td> <td>40 (日間平均30)</td> <td>30 (日間平均20)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>mg/L</td> <td>10</td> <td>60</td> <td>200 (日間平均150)</td> <td>90 (日間平均70)</td> <td>90 (日間平均70)</td> <td>40</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>窒素含有量</td> <td>mg/L</td> <td>60</td> <td>120 (日間平均60)</td> <td>120 (日間平均60)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 最終処分場からの排水は水質汚濁防止法の適用外となっており、排水の水質は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(基準省令)の規制を受ける。</p> <p>注2) 水質汚濁防止法にかかる排水基準の上乗せ基準は、能登半島沿岸水域の基準を示している。このうち、産業廃棄物処理施設は焼却施設等の施設を対象としたもので、最終処分場は含まれていない。</p> <p>注3) 下水道法に係る下水道の放流水質基準は、下水処理方式として最も一般的な標準活性汚泥法を想定した数値である。</p>						項目	単位	計画 処理水質	基準省令	水質汚濁防止法に係る排水基準			下水道法に係る 下水道の放 流水質基準	浄化槽法に係る 放流水質基準	排水基準	上乗せ排水基準 (産業廃棄物処理施設)	上乗せ排水基準 (下水道終末処理施設)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/L	15	60	160 (日間平均120)	40 (日間平均30)	30 (日間平均20)	15	20	化学的酸素要求 量(COD)	mg/L	20	90	160 (日間平均120)	40 (日間平均30)	30 (日間平均20)	-	-	浮遊物質(SS)	mg/L	10	60	200 (日間平均150)	90 (日間平均70)	90 (日間平均70)	40	-	窒素含有量	mg/L	60	120 (日間平均60)	120 (日間平均60)	-	-	-	-
項目	単位	計画 処理水質	基準省令	水質汚濁防止法に係る排水基準						下水道法に係る 下水道の放 流水質基準	浄化槽法に係る 放流水質基準																																										
				排水基準	上乗せ排水基準 (産業廃棄物処理施設)	上乗せ排水基準 (下水道終末処理施設)																																															
生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/L	15	60	160 (日間平均120)	40 (日間平均30)	30 (日間平均20)	15	20																																													
化学的酸素要求 量(COD)	mg/L	20	90	160 (日間平均120)	40 (日間平均30)	30 (日間平均20)	-	-																																													
浮遊物質(SS)	mg/L	10	60	200 (日間平均150)	90 (日間平均70)	90 (日間平均70)	40	-																																													
窒素含有量	mg/L	60	120 (日間平均60)	120 (日間平均60)	-	-	-	-																																													
21	水質汚濁	河川・海 域	p. 5. 5- 109~ p. 5. 5- 114	受け入れ廃棄物には色々な化学物質が含まれている。たくさんの有害物質の複合汚染について調査がされていない。 処理水の海洋への排出による海洋汚染が心配される。	浸出水処理水の放流水質は、基準省令や水質汚濁防止法に係る排水基準(上乗せ基準)よりも厳しい基準としており、予測の結果、海域の水質は現況から大きく変動することはないと考えます。 有害物質の複合影響については、国として検討を始められたばかりであると認識しており、知見の蓄積が進み、国の方針が定められた段階で適切に対応します。 さらに、河川の水質調査、河川及び潮間帯の生物の生息・生育状況のモニタリングを実施していきます。																																																

No.	関連区分		準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
22	水質汚濁	地下水	p. 1-97 ~p. 1-99	<p>準備書(p. 1-99)表1. 6-1(1) 表面遮水工で「二重遮水シート」とのみの記載であるが、劣化等により地下水汚染が危惧される。経年劣化等により地下浸透した場合の対策は何か。</p> <p>また、二重遮水シートの耐用年数26年以上は明確に証明されているのか。遮水シートの成分・規格・性能・材質特性等の明記が必要である。</p>	<p>万が一、経年劣化により遮水シートが破損した場合、遮水機能診断システムで破損の位置を特定し、廃棄物を掘り起こして遮水シートを修復します。この修復方法は、すでに実績のあるものです。</p> <p>また遮水シートとして採用する高密度ポリエチレンシートは以下に示す理由から、その耐久性は十分に確保されています。</p> <p>① 遮水シートの劣化因子は主に紫外線です。埋立期間は第1期が約11年間、第2期が約25年間、第3期が約12年間であり、遮水シートの暴露期間は最大25年です。</p> <p>② 一方、遮水シートの促進耐候性試験結果より58年、現地調査データに基づく耐久性評価結果より62年と、いずれの評価手法においてもシートの耐久性は50年以上あることを確認しています。</p> <p>③ 加えて法面の遮水シートは遮光層一体型となっており、紫外線の照射量は99%軽減され、シートの劣化はより一層軽減されます。</p>
23	地形・地質		p. 1-97	<p>想定外の地震、津波などによる海への影響が懸念されるため、想定外の災害や事故の対応を記載すべきである。</p> <p>大きな地震に対しても、絶対安全な施設作りをお願いしたい。</p>	<p>事業実施区域は、浸水エリアに位置しておらず、津波の影響はないものと考えています。</p> <p>また施設は、数十年~100年に数回起きると想定されるレベル1^(※1)地震動に耐えられる構造とします。</p> <p>さらに、地震時にも河川や海へ廃棄物が流出したり、浸出水が漏洩するのを防止するため、主要施設(貯留構造物、浸出水処理施設、浸出水調整槽、浸出水導水管)は、数百年~1000年に1回程度の極めて稀にしか生じないレベル2地震動^(※2)に耐えられる構造とします。</p> <p>なお、東日本大震災により、東北地方で稼働中の最終処分場において主要施設の崩壊、破損は認められていません。</p> <p>※1 構造物の耐用年数の間に1~2回程度の震度5程度の地震 ※2 構造物建設地点での最大級の強さを持つ地震動。能登半島地震より大きい阪神・淡路大震災と同規模の直下型地震</p>

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
24	地形・地 質	p. 5. 6- 19~ p. 5. 6- 26	地震だけでなく能登半島は全体として有名な地 滑り地帯であるが、これに対する調査考察が不 明である。	<p>文献調査や現地踏査の結果、計画地内に明瞭な地すべりは確認されていま せん。</p> <p>「地すべり地形分布図 第12集 金沢・七尾・輪島」^(※1)によれば、大釜 の事業区域内に大規模な地すべり地形は確認されていません。また、 1/2, 500の地形図を基に地すべり地形の有無を確認し、現地でも詳細な地質 調査を実施しましたが、大規模かつ明瞭な地すべりは確認されていません。</p> <p>今後施工時等に、問題となる地すべりが確認された場合は、調査を行い、 土塊の除去と良質材への置き換えを行うなど、斜面の安定を確保できる対策 を講じます。</p> <p>また、事業計画地外に位置する崩壊地形については、大雨や雪解け時に目 視で確認を行い、兆候が確認された場合は速やかに対策を講じていきます。</p> <p>※1 独立行政法人 防災科学技術研究所</p>

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
25	水利用	p. 5. 8-11~ p. 5. 8-12	輪島の魚は、安心・安全・美味しいと全国で評判になっている。風評被害等で漁業者は生活していくことができない。 漁業・農業・観光に風評被害が出ないようにお願いしたい。	浸出水処理水の放流水質は、基準省令や水質汚濁防止法に係る排水基準（上乘せ基準含む）よりも厳しい基準としており、予測の結果、海域での水質は現況から大きく変動することはないと考えます。 また、周辺環境へ影響を及ぼすことがないよう、環境面に細心の注意を払うとともに、最新技術を導入した施設整備、万全の維持管理体制によって、安全性の高い最終処分場とします。視察の随時受入や積極的な情報公開により、透明性の高い施設運営を行い、風評被害の発生を防止します。
26	水利用	p. 5. 8-11~ p. 5. 8-12	区民の食生活、漁業関係者の生活を考え、深谷川や海へ処理水の排出をして欲しくない。 処理水を深谷川へ排出せず、下水道に接続し処理するように計画の変更を求める。	【意見を踏まえての追加対応】 ご意見を踏まえ、浸出水処理水の放流先を公共下水道にすることが、地域住民の方への安全・安心に繋がるものと考えられることから、公共下水道接続について検討し、住民の方々に説明していきます。
27	水利用	p. 5. 8-11~ p. 5. 8-12	深谷川河口周辺の海域は、あわび、さざえ、いわがき等の貝類や海草の宝庫で、輪島から珠洲の海岸線上では塩づくりもされている。漁業で生活できなくなると、漁業の町がつぶれる。 処理水の海洋への排出による海の汚染が心配される。河川や海に異変が起きてからでは遅いので、水と海の安全には万全を期することをお願いする。	
28	動物	p. 5. 12-2~ 5. 12-4	準備書要約書(p. 5-24)表5-12及び資料編にホクリクサンショウウオ等の記載がない。 門前町はオオサンショウウオの生息地でもあり、奥能登に広く分布するヒダサンショウウオの記載もなく、調査の時期と精度に疑問がある。	「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の規定に定める縦覧に加え、弊社ホームページで準備書要約書を公開していました。要約書には記載していませんが、個別の種（動物）に係る具体的な調査手法については準備書に記載しています。 事前の文献調査では、大釜周辺でホクリクサンショウウオとクロサンショウウオの確認記録があることから、ヒダサンショウウオを含むサンショウウオ3種の確認適期に現地調査を実施しました。しかし、いずれの種も確認されませんでした。 なお、オオサンショウウオについては、「改訂・石川県の絶滅のおそれのある野生生物」 ^(※1) によると、「山中町や小松市などで捕獲されているが自然分布ではなく、他県から移入されたものである」と記載されています。移入であるため本種の分布は局所的であると推測され、現地調査でも個体の確認がないことから、大釜には生息していないものと考えます。

※1 いしかわレッドデータブック〈動物編〉2009

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
29	動物	p. 5. 12 -63～ p. 5. 12 -68	準備書要約書(p. 5-24)表5-12環境影響の概要(動物)で、「影響がある」「影響が懸念される」の項目にレッドデータブックに該当する猛禽類等が記載されているが、これへの環境保全対応が皆無であり、認められない。	<p>「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の規定に定める縦覧に加え、弊社ホームページで準備書の要約書を公開していました。要約書には記載していませんが、個別の種(動物)に係る具体的な環境保全措置については準備書に記載しています。</p> <p>現地調査では、サシバ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサの7種の猛禽類が確認されました。このうち、改変区域内で営巣が確認されたサシバについては、営巣木及びその周辺樹林の改変を避ける現在の事業計画へと変更しました。また、本種が餌場としてよく利用する湿地環境(水田)の一部消失が避けられないことから、代償環境となる湿地の創出を行います。</p> <p>なお、その他の猛禽類への影響も含め、事後調査を適切に実施し、影響が生じることが明らかとなった場合には、実施すべき環境保全措置等についての専門家の助言等を踏まえ、必要に応じ、工事や埋立作業方法における配慮などの追加の環境保全措置を検討し、影響を最小限にします。</p>
30	生態系	p. 5. 13 -24～ p. 5. 13 -26	森林、動植物、生態系の変化と順応性が問題である。生態系への影響を防止する具体的な手立が皆無に等しく、環境アセスメントとして不十分である。能登の自然を守るため、産業廃棄物最終処分場建設に反対する。	<p>現地調査結果及び予測結果を踏まえ、種々の環境保全措置を検討しました。影響を回避する措置として、現地調査で確認されたカジカ(深谷川の支流)及びサシバの営巣地を保全するため、改変区域を変更するとともに、浸出水処理水の放流地点を深谷川下流側に移動しました。</p> <p>生態系への影響を低減するために、湿生植物や両生類の生息環境となる湿地環境の創出、影響を受ける個体の移設、フクロウの営巣環境の整備、在来種による植栽を実施します。</p> <p>さらにこれらに不確実性が考えられることから、事後調査を実施し、適切な措置を講じます。</p>

その他の意見概要

No.	関連区分	準備書 頁	質問・意見内容	事業者の見解
1	その他		説明会で使ったパワーポイントと資料が一致していないことで、市民に混乱を招いた。	説明会の中で、配布資料に不備がありましたことを深くお詫び申し上げます。ご指摘をいただいた以降は、スライドそのものを印刷し資料として配布しました。 また、説明会では、準備書の概要をまとめたパンフレットを配布するとともに、弊社ホームページでも配布資料を掲載しました。
2	その他		私達の生活を脅かす産業廃棄物最終処分場建設に強く反対する。	経済活動に伴い発生する廃棄物の処理は、再資源化や減量化が進んでも、処理に伴う残渣や埋立処分せざるを得ない廃棄物が発生することから、最終処分場は今後も必要不可欠な施設です。 本事業の実施にあたっては、周辺環境へ影響を及ぼすことがないように、環境面に細心の注意を払うとともに、最新技術を導入した施設整備、万全の維持管理体制によって、安全性の高い最終処分場とします。
3	その他		数年前に川崎リサイクルセンター、成田処分場等を見学したが、全ての面で苦情はなかった。門前クリーンパークの事業に積極的に賛同する。	施設整備・運営にあたっては、特に環境面に細心の注意を払います。また、随時視察を受け入れる等、地域の皆様とのコミュニケーションを築き、地域に開かれた施設とします。
4	その他		事業者の輪島市周辺地域に対する能登地震時に震災ゴミ収集、高爪山の参道整備、千枚田等のお手伝いを始め祭りやイベントへの参加は評価する。	弊社では大釜地区における輪島市道深谷滝町線の草刈作業、高爪山参道整備作業等を通じ、石川県より「いしかわ版里山づくりISO」の認証を受けていますが、今後とも地域での活動を継続的に実施し、地域に根ざした運営を行います。